写

教県第３９６号
令和３年８月２日

各県立学校長　様

埼玉県教育委員会教育長

緊急事態宣言を受けた対応について（通知）

７月３０日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県を緊急事態措置区域として追加する変更を行うことが決定されました。

現在、本県では、前例のない状況、予断を許さない状況が続いており、学校においても例外ではありません。

つきましては、下記の対応を教職員に周知するとともに、感染防止対策の更なる徹底をお願いします。

なお、教職員に対し、県民に要請していること等について遵守するだけでなく、模範となるよう率先して実行することの徹底についてもお願いします。

記

１　緊急事態措置の実施期間中に特に留意すべきこと

⑴　緊急事態措置の実施期間中は、特に次の事項を教職員に対し改めて周知すること。

- 日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛すること。特に午後８時以降の外出を控えること（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」認証店を利用する）
- 不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること

⑵　次の事項についても教職員に改めて周知すること。

- 外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動を共にしている仲間と少人数とし、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 買い物はできる限り一人で行くこと
- 外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること

・　路上・公園等における飲酒など感染リスクが高い行動を控えること
・　ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること
・　飲食の際は、９０分を限度とし昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
・　会食は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる４人まで（家族の場合や介助者を除く）とし、ホームパーティーは自粛すること
・　マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、３密回避を徹底すること
・　引き続き職場における暑気払い等の行事については実施しないこと

⑶　会食については、国や他の団体の職員による自治体の要請に従わない会食が問題となっている事例もあり、教職員への信用を失墜するような行為は厳に慎むこと。

2　教職員の感染リスクの更なる低減について

⑴　人の流れを抑制する観点で、全庁的に出勤者数を７割削減することに取り組んでいることから、緊急事態措置の実施期間内に、授業等、校務の運営に支障がない範囲において、自宅勤務及び時差出勤の運用について積極的に活用すること。

⑵　午後８時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、執務の継続に必要な場合を除き、午後８時以降は執務を行わないこと。

⑶　学校内の空いている会議室等を活用できる場合は、業務を行う部屋を分け、同一の部屋で従事する教職員を減らすこと。また、机間等にパーティションを設置する等の空間的対応の実施についても併せて検討すること。

⑷　教職員に風邪症状が見られる場合には、出勤の自粛を徹底すること。

3　その他

⑴　上記取扱いについて、会計年度任用職員（非常勤講師）等に対し丁寧に説明の上、原則常勤の教職員と同様の取組が行えるよう、対応すること。

⑵　緊急事態措置の実施期間中は、教育局各課で在宅勤務等を実施していることから、問合せ等を行う際には、必要に応じてメールまたは、Zoomにより行うようにすること。
※県庁ＬＡＮネットワークにおける Zoom の利用にあたっては、行政・デジタル改革課の以下のページを参照すること。
（http://bunya/docs/2020022000053/）
※県立学校間ネットワークにおける Zoom の利用にあたっては、令和３年６月２９日付け教Ｉ推第６９号「県立学校間ネットワークにおけるコミュニケーションツール（Zoom）の利用について」を参照のこと。

担　当：県立学校人事課
学事・働き方改革担当　池田
電　話：０４８－８３０－６７３５